

審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1 審査案件

(1) 和泉市産業振興プラザ条例の一部改正

産業振興室

主な改正の理由について、和泉市産業振興プラザは北館と南館から構成されており、北館は、JSTイノベーションプラザ大阪から、本市が10年間の機能継承を条件に、無償で譲り受けたものである。令和4年度末において、その機能継承の条件を満了するが、近年の産業構造の変化により、様々な業種に対して、地域経済の発展や新産業の発掘など、産業情報発信施設としての役割がより一層求められている。そこで、産業振興に係るノウハウとネットワークを有する和泉商工会議所に対して、JSTイノベーションプラザ大阪の機能を引き続き継承し、さらなる拡充を図る必要がある。以上のことから、指定管理料や大規模改修費用の削減を図るとともに、JSTイノベーションプラザ大阪の機能を維持し、より効果的な事業展開を図るために、産業振興プラザ北館を和泉商工会議所に無償譲渡するに当たり、規定の整備を行う必要がある。

主な改正の内容について、産業振興プラザ北館の無償譲渡に伴う規定整備として、まず第1条で、和泉商工会議所にJSTイノベーションプラザ大阪の機能を継承することから、設置目的を見直すとともに、北館を削除するもの。第3条、第4条、第12条、第19条及び別表について、北館の施設を削除するもの。第2条の改正は事業内容の見直しであり、JST機能に当たる内容を削除し、今後の産業振興プラザにおいて行うべき内容を整理するもの。令和5年4月1日から施行する。

今後のスケジュールについて、令和4年11月1日に庁議を行い、無償譲渡について審議いただく予定となっている。庁議で決定した場合は、速やかに和泉商工会議所と停止条件付財産無償譲渡契約及び指定管理に関する仮協定の締結を進める予定である。12月に和泉市議会第4回定例会の議案として、財産無償譲渡について、指定管理者の指定について、条例の一部改正についての3つを提案する予定である。議決を得た場合、3月までに指定管理者と指定管理に係る基本協定の締結を行う予定である。令和5年4月1日に和泉商工会議所に施設の引き渡しを行い、旧北館の運営が開始されることとなる。同時に産業振興プラザの指定管理も開始される。

現在、北館の約51%を市が、約49%を和泉商工会議所が所有しており、所有区分は図面のとおりとなっている。

総務管財室

当初の改正案では、設置目的の規定である第1条と事業内容の規定である第2条については改正を行わず、北館に係る内容の削除のみを行うものとなっていた。しかし、産業振興プラザは北館と南館を包括するものとして存在しているところ、今回その半分程度の機能を担っていた北館が完全なくなるとともに、北館で行っていたJST機能の事業も和泉商工会議所に引き継がれることになるため、設置目的及び事業内容に全く変更が生じないことに

対して十分に説明ができるのか確認した。このことについて、北館が完全に和泉商工会議所の所有となり、残る南館で産業振興プラザの業務を行うことに伴い、機能や事業内容に変更が生じ、これまでの産業振興プラザと同一内容としては整理が困難であることから、第1条及び第2条についても改正を行うこととなった。

条例の規定には直接関係ないが、次の3点の整理が必要である。まず1つ目、北館において令和7年度まで利用許可がされている入居者への対応の整理。2つ目、和泉商工会議所に北館を無償譲渡する条件の整理。3つ目、産業振興プラザ北館の土地使用料の算定方法で、市のガイドラインと異なる部分の整理。

吉田副市長
産業振興室

総務管財室からの指摘について、これに対する回答をお願いします。

改正内容について、当初第1条及び第2条を改正するものではなかったが、総務管財室の指摘を受け、改正することとした。北館の入居者2者について、残る許可期間を引き続き、現在と同じ状況で入居できるよう和泉商工会議所と協議ができている。無償譲渡の条件としては、10年間機能継承しなかった場合や、転売した場合に違約金が発生する規定とする。北館の土地使用料の算定について、産業振興プラザ北館・南館の和泉市所有の土地から、南館に係る管理区域を除いた部分の土地使用料を算定する。

前田委員

土地使用料について、市と共有で建物を所有していたのでこれまでガイドラインによらなかったが、建物すべてが和泉商工会議所の所有となることから、ガイドラインに基づく使用料を求めるというものか。

産業振興室

行政財産の使用料の計算をもとに計算する。南館は今後も市の施設となるため、南館の管理区域を除いた部分約1,900㎡について、ガイドラインに基づき算出したところ、約250万円となる。この金額について、和泉商工会議所にご理解いただいている。

吉田副市長
産業振興室

土地使用料の算定方法について、庁議でなんらかの報告があるのか。説明する。

東委員

市民や事業者への周知はどのようにするか。

産業振興室

市や産業振興プラザのホームページで周知する。

東委員

3つの議案について、関連しているため一括審議とするような調整をしているか。

総務管財室

1つが可決されると、ほか2つも可決されるような議案なので、議会事務局に対し、一括審議でどうかという調整をしている。

東委員

この条例改正は、北館・南館の両方をなくして、新たに南館部分だけを産業振興プラザとするものか。指定管理者の指定の議案について、現在の指定管理者の指定が自然消滅して新たに指定するという考えか。

産業振興室

これまで北館・南館であったものをリニューアルし、南館だけにするもの。リニューアルした部分の指定管理者の指定の議案を新たに提案するもの。

奥 委 員 産業振興室	指定管理者の指定の期間を短くするという議決は必要ないか。 北館を削除する条例改正により、現在の指定管理者の指定は、自然消滅するものと考えている。
小 泉 委 員	現在の指定管理の基本協定は、変更するのか。新たに指定管理の指定の議案を提案するのに、変更となるのか。現在の基本協定を廃止して、新たに基本協定を締結するという認識がある。
森 吉 委 員	指定管理の基本協定は契約行為であり、指定管理者の再指定で、現在の基本協定が自然消滅するという根拠はなにか。基本協定の解除等が必要ではないのか。指定管理者の指定が自然消滅するというのも、根拠はなにか。
立 花 委 員	公の施設を廃止した場合、指定管理の期間を短くするというような議決はとらない。このため指定管理者の指定の期間を短くする議案は提案せず、新たに指定管理者の指定をする議案を提出する。
総務管財室	新規に3年を期間とする指定管理の仮協定を締結するため、指定管理者の指定については、新たに議決が必要である。
東 委 員	条例を廃止して新規制定すれば分かりやすいが、そこまではしていない。残る3年を指定管理の期間とすることに違和感がある。最初から5年を期間に指定すればいいのではないか。継続しているから残る3年間とすると誤解が生じないか。
産業振興室 吉田委員長	これまでの機能を引き継いでもらうので、残りの3年間で指定する。 まず、議決案件であるかどうか、議会への説明責任があるのかどうかを意識すること。 また、政策調整委員会におけるQ&Aについて、答えを作り直してもらっているのだが、庁議までに整理を行うこと。
山 崎 委 員	建物がすべて和泉商工会議所の所有になり、その底地を和泉商工会議所に貸すということだが、和泉市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例において、普通財産なのか行政財産なのか。また、公共的団体には無償貸付ができるようになっているが、和泉商工会議所が商工会議所法に基づく営利を目的としない公共的団体に当たるか。
産業振興室 山 崎 委 員	行政財産である。また、和泉商工会議所は公共的団体である。 和泉市行政財産使用料徴収条例において、路線価等を基準とした金額に6%を乗じて土地の使用料を算定するが、公共的団体が公共目的で使用する場合は、無償とすることができる。この点についてどう考えているか。
産業振興室	公共的団体だが、北館で貸館的な営利事業をするため、有償である。和泉商工会議所の同意も得ている。
前 田 委 員	条例上は免除まで規定しているが、和泉市財産等の適正管理に関するガイドラインがあり、免除や50%減額の基準を定めている。公共的団体であれば最大50%の減額となる。
吉田委員長	庁議において、協定書の扱い等に言及すること。
小 泉 委 員	行政財産としての行政目的はなにか。

産業振興室	産業振興に資する施設というのが目的である。
小泉委員	10年経過し、建物が転売されても、その行政目的に合った施設でないといけないか。
産業振興室	転売するときは、土地所有者の市と協議を行う。そこで、どこに売却するか、行政目的と関係のない企業に売却するか、行政財産になるかどうかを含めて協議することになるだろう。
奥委員	「プラザを利用する者の福利厚生」とはどういうものか。新たに発生する多目的室と連動するものか。
産業振興室	1階の飲食スペース等が福利厚生であり、共同利便施設としている。多目的室は、もともと会議室であり、事業者育成支援や企業間連携支援のセミナー、講演等を行うもの。
吉田委員長	10年間の機能継承について、どういった文言にするのか。
産業振興室	転売制限についての具体的な規定は設けない。違約金の規定のなかで、10年間の機能継承、その間に転売を行うと違約金が発生するものとする。
吉田委員長	庁議までに、QAや協定書の案文について固めておくこと。 一括議案として提案することも想定の上、事業者への周知、土地使用料の算定方法、協定書の扱い、行政財産であることの確認、公共的団体であることの確認、料金徴収の方法、10年間の機能継承の案文について、整理して、総務管財に報告すること。その内容について、総務管財室からまた報告をもらう。

(2) 和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正等

総務管財室	<p>主な改正の内容について、新庁舎整備事業が令和4年12月28日に工期末を迎えることから、ふるさと納税の使途として、新庁舎の整備に関する事業を12月29日に受付停止とする改正を行う。また、受付停止をしても、基金の運用が残っているので、和泉市庁舎建設基金条例を年度末に廃止する。</p> <p>庁舎建設基金の状況について、平成4年に和泉市庁舎建設基金条例を制定し、30年ほど運用している。平成9年に5億円を取り崩しているが、これは平成10年の旧庁舎3号館の建設のためである。その後、利息の運用となっている。平成28年度から新庁舎整備のために、躍進プランにおける2億円の積立てが4年間行われた。平成30年度からふるさと納税が始まり、1億8千万円の入となっている。令和元年度から納税額が減っているが、これは返礼率の規制があったからで、全国的なものである。令和2年度は増えており、ポータルサイト参加と返礼品の内容充実が原因と考えられる。令和3年度は若干減っている。今年度は予算500万円を想定している。積立て額は約23億円である。</p>
森吉委員	和泉市庁舎基金の状況の資料はどこかに出すか。

総務管財室 議会に対して、総事業費、ふるさと納税の入、基金積立て、役場債、交付税の内訳について、説明する必要があると考えている。

(3) 和泉市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定

総務管財室 個人情報の保護に関する法律の一部改正を受け、審査会の効率的な運営を行うため、和泉市情報公開審査会と和泉市個人情報保護審査会を統合し、新たに和泉市情報公開・個人情報保護審査会を設置するもの。

新審査会を設置するに当たり、旧審査会の役割を引き継ぎ、情報公開・個人情報保護審査会設置法の立てつけにならい、主に次の事項を規定する。

まず、所掌事務としては、情報公開決定等及び個人情報開示決定等に係る審査請求の調査審議、情報公開の重要事項についての意見具申、個人情報の適正な取扱いのための専門的知見による意見具申。組織としては、任期2年の委員5人で組織し、委員の互選のより会長を定める。会議については、会長が会議を招集し、災害等により会議の招集ができない場合は、書面等により議事を行うものとする。その他審査請求に係る調査審議の手續として、調査権限、意見陳述、意見書等を規定する。前回の例規等審査委員会で審査いただいた和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行期日と同日の令和5年4月1日に施行する。また附則において、和泉市情報公開条例を一部改正し、情報公開審査会における審査請求に係る調査審議の手續等に係る規定を削る。最後に経過措置として、施行日前でも委員の委嘱ができること、旧審査会が同一性をもって新審査会として存続すること、旧審査会の委員は、新審査会の委員に委嘱されたものとみなすこと、旧審査会委員の秘密保持義務とその罰則は、なお従前の例によるものとする。

(質疑なし)

2 報告案件

(1) 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理

総務管財室 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(2) 和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定〈パブコメ後〉

総務管財室 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、和泉市個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を規定する必要があるもの。

(3) 公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理

総務管財室 公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(4) 和泉市手数料条例の一部改正（低炭素建築物等関係）

総務管財室 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(5) 和泉市手数料条例の一部改正（犬の登録関係）

総務管財室 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、狂犬病予防法における犬の鑑札の交付に係る特例が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(6) 和泉市職員の給与に関する条例等の一部改正（調整中）

総務管財室 人事院勧告及び府内の動向等の本市を取り巻く社会経済情勢に鑑み、本市の一般職の職員、議会議員及び特別職の職員に支給する給与等について所要の措置を講ずる必要があるもの。

以上